

令和7年度 長野市中小企業振興資金融資制度 のご案内

長野市では、取扱金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、長野市による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんのが安定した経営を行えるよう応援します。



- ◆相談には、代表者又はその企業に勤務する方がお越しください。
- ◆相談の際は、最新の決算書（貸借対照表・損益計算書）2期分をご持参ください。

長野市経済産業振興部商工労働課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
TEL:026(224)8342(直通) FAX:026(224)5078



【 目 次 】

長野市中小企業振興資金融資制度の概要	2
1 申込みできる方	2
2 長野市中小企業振興資金融資制度の資金一覧	3
3 対象となる企業規模と業種	5
4 資金使途	6
5 融資条件に関する取り扱い	7
6 連帶保証人の取り扱い	7
7 取扱金融機関	7
8 融資の手順	8
融資あつ旋申込書記入例	9
申込みに必要な書類一覧表	10

長野市中小企業振興資金融資制度の概要

長野市中小企業振興資金融資制度は、市内の中小企業のみなさまが、事業の発展と経営の安定のために必要とする資金を円滑に調達できるよう、市が金融機関に対して資金を預託し、金融機関を通じて「長期・固定・低利」の融資を行う制度です。

融資にあたっては、組合貸付資金を除き長野県信用保証協会の保証を付けていただきますが、その保証料は市が一部もしくは全部を補給(補助)します。

詳細はこの冊子の表紙に掲載されている最寄りの相談窓口へお問い合わせください。

1 申込みできる方

(1) 市内に事務所または事業所を有し、原則として1年以上引き続いで同一事業を営んでいる法人または個人事業者（創業支援資金、市内進出支援資金、災害対策資金利用の場合は除く。）

		運転資金		設備資金	
		市内に 事業所『有』	市内に 事業所『無』	市内の 事業所に設置	市外の 事業所に設置
法 人	商業登記所在地 市内	○	×	○	×
	商業登記所在地 市外	×	×	○	×
個 人	住民登録地 市内	○	×	○	×
	住民登録地 市外	×	×	○	×

(○：融資あつ旋対象 ×：融資あつ旋非対象)

* 設備資金については、実体として市内にある事務所・事業所に設置する場合に限り、融資あつ旋の対象となります。

(2) 信用保証協会の定める保証対象業種を営んでおり、信用保証協会の保証を得られる方

(3) 組合貸付資金については、市内において1年以上継続して事業を営んでいる者により構成されている中小企業団体等

※次の方は融資あつ旋の対象となりません

- ① 納期到来分の市税について未納がある方
- ② 営業と家計が分離していない方
- ③ 返済能力がなく、経営継続の見込みがない方
- ④ 制度資金を不正に使用したことのある方
- ⑤ 経営内容が投機的と認められる方
- ⑥ 営業に関し公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ⑦ 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ⑧ 許認可等を要する業種で、これらを受けないで営業している方
- ⑨ 保証協会の保証を得られない方（組合貸付資金を除く）
- ⑩ その他市長が適当でないと認める方

2 長野市中小企業振興資金融資制度の資金一覧

資金	対象者	資金使途 融資限度額	貸付利率	返済期間 (内据置)	保証料 助成	備考
一般事業資金（設備）	店舗・工場の増改築及び機械器具取得等のための資金を必要とする方	設備 1億円	2.00%	10年以内 (1年以内) 土地・建物の 購入に限り 15年以内 (1年以内)	9/9	
一般事業資金（運転）	経営安定のための長期の運転資金を必要とする方	運転 3,000万円	2.00%	7年以内 (1年以内)	7/9	
特別小口資金	保証残高の要件を満たす小規模企業者 「常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の法人又は個人」	設備・運転 2,000万円	1.60%	7年以内 (1年以内)	7/9	既存の保証協会の保証付融資残高との合計が8,000万円まで的小規模事業者
小口零細企業 保証資金	保証残高の要件を満たす小規模企業者 「常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以下の法人又は個人」	設備・運転 2,000万円	1.60%	9年以内 (1年以内)	7/9	・小口零細企業保証の対象者が利用可能 ・既存の保証協会の保証付融資残高との合計が2,000万円まで的小規模企業者
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている中小企業者等 (1) 経営安定 対策 ア セーフティネット保証1～3、5～8号認定者 イ 危機関連保証認定者 ウ 取引先企業の倒産により資金を必要とする方 エ 市長特認事項の該当者（※1） (2) 災害関連 対策 ア セーフティネット保証4号認定者 イ 災害に起因して売上げが減少しているり災証明書の交付を受けた方（※2）	(1)～(2)合計で 運転 5,000万円	1.90%	7年以内 借換に限り 10年以内 (1年以内)	7/9 (9/9) (※3)	・対象者でセーフティネット保証・機器 関連保証認定者以外は、長野市中小企 業振興資金に係る調書（様式1-1又 は1-2）の作成が必要です。 ※1 市長特任事項 いかれかに該当する方 (ア) 最近3か月の売上高が、前年同期に 比べ5%以上減少している方 (イ) 最近3か月の売上高総利益率が、前 年同期に比べ1%以上減少している 方 (ウ) 最近3か月の人工費が前年同期に比 べ1%以上増加しており、かつ、売 上高営業利益率が前年同期に比べ 1%以上減少している方 ※2 災害、異常気象等の発生に起因してそ の災害等の影響を受けた後最近1か月 の売上高が、災害発生直前同月に比 べて10%以上減少しており、かつ、そ の後2か月を含む3か月の売上高が災害 発生直前同月に比べ10%以上減少す ると見込まれる方 ※3 セーフティネット保証を利用する場合 は、市が全額負担します。
緊急借換え資金	借換えを行った借入金（経営安定特別資金又は令和3～5年度の新型コロナウイルス感染症（等）対策経営安定特別資金に限る。）を、再度借換えする方 ア セーフティネット保証1～8号のいかれかに該当する認定者 イ 危機関連保証認定者 ウ 市長特認事項（※1）の該当者	運転 5,000万円	1.90%	10年以内 (1年以内)	7/9 (9/9) (※3)	
経営基盤強化資金	産業構造の変革に対応しようとする方で次のいかれかに該当する方 ア 業務のデジタル化・DX（デジタルトランスフォーメーション）に対応する方 イ 中小企業等経営強化法の規定による認定を受けた先端設備等導入計画に従って設備を導入し、業務の合理化、事業の拡大を図る方 ウ 商品又は中小企業者自身の信用・価値を高めるための資格・認証の取得や計画策定を行う方、又は、それらを利用し事業展開を行う方 エ 外部組織との連携により従業員の育成を図る方 オ 外部人材を活用して経営革新のための事業を行う方 カ 温室効果ガス排出量の削減対策等の環境対策に係る取組を行う方	設備 8,000万円 運転 2,000万円 併用 8,000万円	1.50%	設備12年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)	9/9	・対象者イ・カ以外の方事業計画書（様式2-1～2-6のうち該当するもの）の作成が必要です ・対象者ア：支援機関から支援を受けて策定したDX推進計画又は自社のデジタル化・DX計画に基づき導入する設備のほか、従業員等のデジタル人材としての育成費用も対象です ・対象者イ：市が認定した先端設備等導入計画に従って、市内に設置する場合に限ります ・対象者オ：外部人材の活用とは人材を雇用又は業務委託することを対象とし、企業への委託や人材派遣は対象外です

資金	対象者	資金用途 融資限度額	貸付利率	返済期間 (内据置)	保証料 助成	備考
創業支援資金	<p>新規開業予定者及び新規開業者（開業後5年未満）（※3）で、事業資金を必要とし、経営指導員の指導を受けた方 (※3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人で、新たな事業を開始する具体的な計画がある方 ・事業を営んでいない個人による開業であって、開業の日（会社の場合は設立の日）から5年未満である方 ・分社化する具体的な計画がある会社又は分社化により設立された会社であって、設立の日から5年未満である方 ・その他、個人事業を開始し又は会社等を設立してから5年未満である方(法人成りを含む) ・スタートアップ創出促進保証を利用する方(※4) ・創業関連保証・スタートアップ創出促進保証の対象となる場合は、融資保証限度額が合計3,500万円となります 	<p>設備 3,500万円 運転 2,000万円 (※4)</p>	1.00% (0.90%) (※5)	<p>設備10年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)</p>	7/9 (9/9) ※6	<ul style="list-style-type: none"> ・新規開業予定者は創業計画書（様式3）の作成が必要です ・新規開業者で創業1年未満の方は、収支等計画書（様式5）の作成が必要です ・スタートアップ創出促進保証を利用する方は申し込みの都度、保証専用の創業計画書を添付してください ・スタートアップ創出促進保証を利用する創業予定者又は税務申告1期末終了者の新規創業者は創業資金総額の1/10以上の自己資金が必要です ・認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、支援を受けたことについての市町村長の証明書の写しを添付してください (※5) ・() 内は認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合 (※6) ・創業関連保証、スタートアップ創出促進保証を利用する場合は、市が全額負担
災害対策資金	災害、異常気象等により被災した方で罹災証明書の交付を受けた方 (罹災証明書の交付申請を行った方を含む)	<p>設備 3,000万円 運転 3,000万円</p>	0.80%	<p>設備10年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)</p>	7/9	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書の交付を受けた災害等により事業活動に支障が生じており、事業の継続のための資金が必要な方
研究開発資金	<p>新事業・新技术等の研究開発を行う方で次のいずれかに該当する方</p> <p>ア 新技術・新製品の研究開発を行う方 イ 研究開発の成果を事業化・商品化する方 ウ 研究開発に係る補助金等の交付決定を受けた事業を行う方</p>	<p>設備 8,000万円 運転 2,000万円 併用 8,000万円</p>	1.50%	<p>設備12年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)</p>	7/9	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書(様式6)の提出が必要です
市内進出支援資金	市外において1年以上の事業実績があり、かつ、市内に初めて事業所を設ける中小企業者等	<p>設備 1億円 運転 5,000万円</p>	1.40%	<p>設備15年以内 (1年以内) 運転7年以内 (1年以内)</p>	9/9	<ul style="list-style-type: none"> ・運転資金の場合、市内進出時に要する費用（市内店舗等の新設に伴う仕入れ、人件費等）が対象です
組合貸付資金	事業協同組合・企業組合・商店街振興組合等が必要とする設備、運転資金及び市内に事業所を有する組合員に転貸するための資金を必要とする中小企業団体等	<p>設備 2億円 運転 2億円 転貸 2億円 ただし1組合員につき500万円</p>	2.20%	<p>設備10年以内 (1年以内) 運転10年以内 (6月以内) 転貸7年以内 (6月以内)</p>	-	

3 対象となる企業規模と業種

(1) 企業規模

資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が、以下のいずれかに該当すれば対象となります。

① 中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する中小企業者

業種	会社		個人
	資本金(出資金)	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
小売業	5,000万円以下	50人以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	100人以下
その他産業	3億円以下	300人以下	300人以下

② 中小企業信用保険法第2条第1項第2号に規定する中小企業者

業種	資本金の額又は出資の額	従業員数
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

③ 中小企業信用保険法第2条第1項第5号に規定する中小企業者

医業を主たる事業とする法人であり、常時使用する従業員数が300人以下

④ 中小企業信用保険法第2条第1項第6号に規定する中小企業者（特定非営利活動法人（以下、「NPO法人」という。））

業種	常時使用する従業員数
小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
その他産業	300人以下

- 生計を一にしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。
- 組合の場合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

(2) 業種

- ・ 中小企業信用保険法施行令で定める業種が対象で、商工業のほとんどの業種が対象となります。信用保証協会の保証非対象業種は対象となりません。
- ・ 許認可や届出を必要とする業種を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。

4 資金使途

(1) 設備資金

- ・ 設備資金は、事業経営上必要とする設備投資のための資金で、生産又は営業設備（土地・建物を含む。）の取得、増設、改良等のものであって、これにより業容の拡大、品質の向上、付加価値の上昇、公害の防止、省資源・省エネルギー化等が図られ、経営の合理化等に役立つものである必要があります。
- ・ 営業権、権利金、保証金、敷金等も対象です。
- ・ 借入期間は、資金毎に定める期間が上限です。
- ・ 補助金及び助成金の対象になっている設備は、原則として補助額及び助成額を除いた額を上限に貸付けます。
- ・ 次のものは**融資あつ旋の対象となりません。**

- { ① **市外に設置**する設備に対するもの
② 貸借対照表の**固定資産に計上されない**もの
③ 不動産取得のうち、**投機的**なもの又は**過剰取得的**なもの
④ ナンバープレートが長野3〇〇、長野5〇〇などの**一般乗用に供する自動車**（一般乗用旅客運送業、福祉事業等の乗用自動車を必要とする事業を営む者が車両を購入し、車体に企業名又は屋号を記載する場合を除く）及び**自動車の付属品**（スタッドレスタイヤ等市長が適当と認めるものを除く）
⑤ 融資申込み時及び実行時において、**既に代金の支払い**が行われているもの
⑥ **キャッシュレス決済**で支払うもの
⑦ 店舗併用住宅の**住宅部分**に該当するもの

【 設備完了届の提出 】

資金使途が設備資金の場合は、融資が実行され融資対象設備の購入・設置等が完了した領収書の写し等を添付した**設備完了届**（長野市ホームページ掲載）を提出していただきます。

- (1) 提出書類 ①設備完了届（あつ旋規程様式第2号）
②領収書の写し等
③設備の写真

ただし、提出書類の内容を審査した上で、別途資料の提出を求める場合があります。

- (2) 提出期日 融資対象設備の購入・設置完了日から10日以内

- (3) 提出先 長野市商工労働課、あつ旋申込書を出した長野商工会議所、
長野市商工会、信州新町商工会

※設備完了届が未提出の場合、または不正利用等が認められるものについては、当該申込者に対し当該資金の繰上償還を求めたり、以後のあつ旋を不承諾とすることがあります。

5 融資条件に関する取り扱い

(1) 申込金額

1融資につき10万円以上の額とし、1万円未満の端数はこれを切り捨てます。

(2) 借入期間

13月以上であれば、資金毎に定められた期間の範囲内で設定できます。

(3) 返済方法

返済方法は元金均等月賦返済となります。

(4) 信用保証

長野県信用保証協会による保証となります。事業者の方が長野県信用保証協会に支払う保証料は、**長野市が一部（9分の7）または全額を補給します。**（市が長野県信用保証協会に直接支払います。）

6 連帯保証人の取り扱い

・連帯保証人は原則不要ですが、次の方を連帯保証人として求める場合があります。

- { ① 法人における代表権のある役員
② 実質的な経営権を持っている者や営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者
③ 本人または代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
④ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合の当該協力者等

・次の場合は経営者保証を不要とすることができます。

- ① **経営者保証に関するガイドライン**に則った対応等で経営者保証を不要にする保証の取り扱いをする場合
② 一定の財務要件等を満たしており、**信用保証料の上乗せ**により経営者保証を提供しないこと（**事業者選択型経営者保証非提供制度**）を選択する場合
※②の場合の保証料補給割合は下表のとおりです。

区分	上乗せ 0.25%時	上乗せ 0.45%時
一般保証 等	5／8	5／9
セーフティネット保証、創業関連保証 等	3／4	5／8
一般事業（設備）、経営基盤強化、市内進出支援資金	5／6	5／7

・スタートアップ創出促進保証を利用する場合、連帯保証人は不要です。

7 取扱金融機関

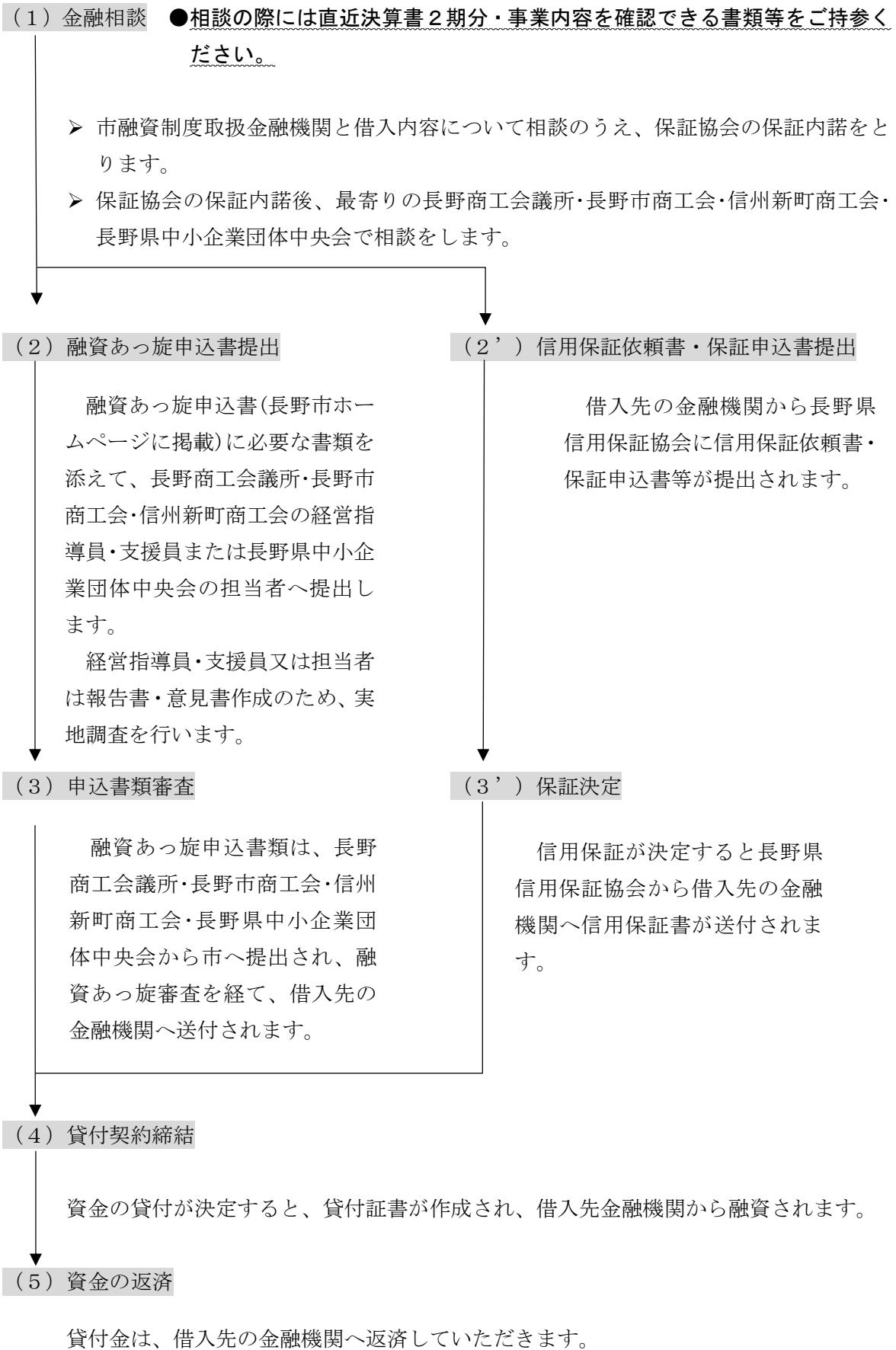
(1) 組合貸付資金を除く資金

三井住友銀行、八十二銀行、北陸銀行、長野銀行、長野信用金庫、長野県信用組合、商工組合中央金庫（以上の長野県内の本支店）

(2) 組合貸付資金

商工組合中央金庫長野支店

8 融資の手順



融資あつ旋申込書記入例

様式第1号(第4条関係)

長野市ホームページからダウンロードできます

融資あつ旋記入例

受付印

長野市中小企業振興資金融資あつ旋申込書

令和7年4月1日

(申込先) 長野市長

(法人) 本社住所 (個人) 住民登録番号	長野市大字鶴賀緑町1613		
所在地	長野市 大字鶴賀緑町1613		
(法人) 法人名 (個人) 屋号	株式会社 故郷菓子店		
代表者名又は氏名	代表取締役 長野市郎		
開業(設立)日	平成4年1月1日	生年月日	昭和55年6月15日

下記制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込み

申込金額の訂正はできません
のでご注意ください

申込資金名	経営安定特別資金（経営安定対策）			金利	1.90	%
申込金額	3,000 万円	借換 (借換元資金について記入してください。) <input checked="" type="checkbox"/> 有 市〇〇資金の借換(R2.9.1借入 借入金1,000万円 残金500万円) 材料仕入れ、人件費支払い				
借入希望日	令和7年4月30日					
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店			
借入期間	〇カ月据置 120回 月賦返済 (計 120カ月)					
資金使途	運転	<input checked="" type="checkbox"/> 申込金額に補助金等は含まれていません。	設備資金の場合	設置完了予定日 令和 年 月 日	代金支払予定日 令和 年 月 日	
信用保証等	<input checked="" type="checkbox"/> 保証対象業種であり、保証内諾を得ています。 信用保証委託申込書(写し)の内容に相違ありません。					
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 不要 (<input type="checkbox"/> 保証料上乗せあり。)		<input checked="" type="checkbox"/> 要 (信用保証委託申込書のとおりです。)			

(記入上の留意事項)

- 1 申込者本人が記入又は入力してください
- 2 この申込みに伴って収集する個人情報はこの申込みに対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。

(この欄は、記入しないでください。)

商工労第 一 一 号
令和 年 月 日

御中
長野市長

長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程により、この資金をあつ旋します。

(貸付利率 年 . %)

申込みに必要な書類一覧表

	提出書類	個人	法人	提出部数	留意事項
共通	あつ旋申込書 (様式第1号又は第1号の2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	様式第1号又は第1号の2
	信用保証委託申込書・保証人明細の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	信用保証協会に提出したものと同内容のもの
	実地調査報告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部	経営指導員が作成
	事業所周辺の略図	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	設備資金の場合は設置場所の略図も含む
	定款及び法人登記全部事項証明書の写し		<input type="radio"/>	2部	市融資制度初回利用時又は内容に変更が生じた場合に提出してください
	住民票又は印鑑証明書の写し (法人代表者・個人事業主)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部	市融資制度初回利用時又は内容に変更が生じた場合に提出してください
	直近の決算書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2部	
	試算表又は経営状況調書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2部	決算後6か月以上経過している場合
	「現に滞納の市税がないこと」の証明書 法人：法人及び代表者 個人事業主：事業主	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部	市税がすべて非課税の場合は「課税内容証明書」(全部事項を記載したもの)を提出 市内で課税がないが、市外で課税されている場合は、課税地の納税証明書を取得
設備資金の場合	許認可書等の写し (許認可の必要な業種の場合)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	建設業を営むが許認可証等が必要ない事業者は「工事受注明細一覧」を提出 あつ旋申込時に提出が間に合わない許認可証等については、念書等での対応が可能な場合があります
	契約書又は見積書の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	
	カタログ又は設計書の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	
創業支援資金	検査済証(建物未完成の場合は建築確認通知)の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	建築確認が必要な場合に限る
	開業届	<input type="radio"/>		3部	
	事業を営んでいないことを証明する書類の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部	源泉徴収票、課税内容証明書 等
	創業計画書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	新規開業予定の方
	創業に関する意見書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	1部	経営指導員が作成したもの
	收支等計画書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	開業後1年未満の方
経営緊急安定対策別資金	認定特定創業支援を受けたことの証明書の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	認定特定創業支援を受けた方
	長野市中小企業振興資金に係る調書				中小企業信用保険法第2条第5項各号及び6号に該当する方(セーフティネット保証認定を受けた方)は提出不要です
	様式1-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	経営安定対策・緊急借換
	様式1-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	災害対策
経営基盤強化資金	経営基盤強化資金 事業計画書※1				
	様式2-1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	対象者ア 既に作成済みの計画書があれば併せて提出
	様式2-2	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	対象者ウ
	様式2-3	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	対象者エ
	様式2-4	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	対象者オ
組合資金貸付	転貸先明細書(転貸の場合) 及び組合員名簿	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	
災害金対策	市町村長の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	3部	

※1 対象者イ、エ、オの場合は次の書類を提出

- ・対象者イ：先端設備等導入計画に係る認定申請書類及び認定書の写し
- ・対象者エ：経営革新計画に係る承認申請書類及び承認書の写し
- ・対象者オ：経営向上計画に係る認定申請書類及び認定書の写し